

質 疑 応 答 書

件名 仙台市高速鉄道東西線電力需給（契約電力 5,400 キロワット）

※回答は、入札説明書本編の 7（2）により行います。

質 問 事 項		整理番号					
質 問 事 項		回 答					
	①電力需給契約書（案）第 10 条 燃料費等調整について 燃料費等調整額は、旧一般電気事業者の調整額を超えない範囲で調整できる旨条文に記載ありますが、電気料金ご請求において燃料費等調整を実施しないこと（電気料金単価に織込など）は許容されるのでしょうか。	料金の算定にあたり、燃料費等調整を行わないのは不可とします。 電力需給契約書（案）第10条の「上限として調整を行えるものとする。」を「上限（負の場合はその額を含み、それよりも小さい額）として調整を行うものとする。」と変更させていただきます。					
	②上記が許容される場合、電気料金の構成が各社で異なるため、一定の条件下で燃料費等調整予定額を入札金額に織込まなければ公平な入札にならないのではないかと考えますがご見解をお伺いいたします。						
	なお、仙台市役所本庁舎電力需給の一般競争入札の質疑において同質問を行い、「料金の算定にあたり燃料費等調整を行わないのは不可とします。各月の電力料金は燃料費等調整額を含めて算出してください。」と回答をいただいております。						
	③電力需給契約書（案）第 11 条 契約単価の変更について 契約期間中において、一般送配電事業者等の料金単価変更があった場合は、契約単価変更について協議のうえ変更することは可能でしょうか。	電力需給契約書第11条に基づき、変更について協議いたします。					
	④電力需給契約書（案）第 12 条 4 項について 弊社では、延滞利息率を年 10 %としておりますが、協議（変更）することは可能でしょうか。	延滞利息率について、電力需給契約書第12条第4項のとおりとします。					

注 1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。

注 2 受付期間を過ぎた場合は、受理しません。

質 疑 応 答 書

件名 仙台市高速鉄道東西線電力需給（契約電力 5,400 キロワット）

※回答は、入札説明書本編の 7（2）により行います。

質 問 事 項		整理番号					
		回 答					
①	自家発補給電力の契約はありますか。ある場合、弊社都合となりますが、弊社が使用している CIS には自家発補給契約の項目がなく自家発補給契約で契約がおこなえません。自家発補給契約を解約し全量で契約することは可能であれば入札参加ができるのですが、必ずしも自家発補給契約としてではないと入札参加できないでしょうか。	自家発補給電力は契約していません。					
②	現在の契約電力が 500kW 以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。（頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。）	仕様書と実契約に相違はありませんが、万が一相違がある場合は、落札後に協議いたします。					
③	現在の契約電力と直近 12 か月分の最大需要電力を教えてください。最大需要電力の実績が現在の契約電力を超過している場合、最大値に合わせて契約電力の超過是正を行う予定はありますか。	契約電力及び最大需要電力は5,400KWです。					
④	契約電力が 1 施設で 500kW 以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。 その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。 また、その際契約単価の変更協議には応じていただけますでしょうか。	通常はないものと想定しておりますが、万が一、契約開始時に仕様書記載の契約電力を超過した場合は、落札者と契約電力の変更について協議させていただきます。					
⑤	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。	承知しました。					
⑥	請求書発行について、弊社では毎月 7 営業日頃の発送となっておりますが了承いただけますでしょうか。	承知しました。					
⑦	送電開始日は計量日と同日でしょうか。相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月 1 日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。	承知しました。					
⑧	計量日が 1 日以外の場合は、年間の請求が 13 回、かつ供給最終月のご請求が翌月、翌々月の 2 回に分割されます。また料金の算定期間は計量日から計量日の前日となりますが、ご了承いただけますでしょうか。	承知しました。					

	1 地点の請求書を複数に分割した請求書発行が必要な場合、以下についてご確認ください。 ①分割請求書の発行対応は必須でしょうか。 ②分割数をご教示ください。 ③分割した請求書には使用量や金額の内訳記載はされず、請求金額のみの情報となりますがご了承くださいませでしょうか。 ④通常の請求書を発行後、分割情報を提供いただき、その後分割請求書を作成いたします。分割請求書の発行には通常よりもお時間をいただきますがご了承くださいませでしょうか。	必要ありません。
⑨	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。(1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか)	ご認識の通りです。
⑩	請求時の基本料金の算定方法について、弊社では、 (基本料金単価×契約電力) + 力率割引・割増相当額 となりますがよろしいでしょうか。 また、契約書案第6条の2の算出式も弊社の算出方法に修正可能でしょうか。	落札決定後に協議いたします。
⑪	自動検針装置はついていきますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	自動検針装置はついております。
⑫	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容について協議いただくことは可能でしょうか。	可能です。
⑬	入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留めなど、指定はありますか。 また、郵送提出の際、入札書、内訳書を封入した内封筒と、郵送用の外封筒での二重封筒で提出する必要はありますでしょうか。	割印、ホッチキス留めなどは指定はありません。 郵送提出の際は二重封筒で提出する必要があります。
⑭	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額(電源調達調整単価)を算出することは可能でしょうか。	※1に記載
⑮	当該エリアを管轄する電力会社において、燃料費等調整単価の算定方法が変更となる場合、落札時の算定方法ではなく、送電開始時の算定方法を採用するという認識でよろしいでしょうか。	電力需給契約書(案)第10条に基づき協議いたします。
⑯	燃料費調整額が発生しない(請求を行わない)料金制度での提案、契約締結は可能ですか。	不可とします。⑭のとおりとします。
⑰	落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	開札日に決定する予定です。開札日に確認できない場合の確認可能時期は、現時点では回答できません。
⑱	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金(燃料費等調整額がある場合はそれを含む)は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	問題ありません。

※1…燃料費等調整額については、電力需給契約書(案)第10条のとおりです。ただし、本条の「上限として調整を行えるものとする。」を「上限(負の場合はその額を含み、それよりも小さい額)として調整を行うものとする。」と変更させていただきます。

①9		複数需要場所の合算請求書の発行は対応できかねますがご了承いただけますでしょうか。	※2に記載
②0	①9	契約書案第9条について、接続供給契約を遵守するために必要な計器、通信装置等は一般送配電事業者の持ち物となります。そのため弊社で負担はできかねますがよろしいでしょうか。また、通信設備等の取付についても発注者と一般送配電事業者の協議となる認識です。ご了承いただけますでしょうか。また、契約書案の内容修正に応じていただけますでしょうか。	承知しました。電力需給契約書(案)第9条の内容修正に応じます。
②1	②0	契約書案第9条について、総合契約においては、別途受注者で設置が必要な計量器や通信機器があるということでしょうか。	ありません。
②2	②1	請求時には各供給場所ごとに請求書を発行するのではなく、まとめた1枚の請求書の発行が必要となりますでしょうか。	①9のとおりとします。
②3	②2	総合契約の契約電力はどのようにして決定するものかご教示ください。	直近1年間の3変電所合成最大需要電力から決定しています。
②4	②3	発行する請求書は契約電力 5400 k Wで各変電所 3 施設の使用電力量を合計した使用電力量で料金の算定が必要ということでしょうか。	3変電所の合計使用電力量から料金を算定する必要があります。
②5	②4	今まで新電力で契約された実績はございますか。	株式会社 ホープエナジーとの契約実績があります。

注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。

注2 受付期間を過ぎた場合は、受理しません。

※2…承知しました。ただし「契約超過金」は供給場所ごとではなく、3変電所合成の契約電力を超えたときの請求としてください。